

事業計画の概要

○産業廃棄物収集運搬業

1. 事業の全体計画

燃え殻▲、ダスト類▲

焼却施設 → 収集運搬 → 最終処分場へ運搬（管理型）

汚泥▲

工事現場 → 収集運搬 → 中間処理場へ運搬（脱水施設）

汚泥□

工事現場 → 収集運搬 → 最終処分場へ運搬（管理型）

廃油、廃酸▲、廃アルカリ▲

計量施設 → 収集運搬 → 中間処理場へ運搬（焼却施設）

廃プラスチック類*□、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず*□、がれき類□

工事現場 → 収集運搬 → 最終処分場へ運搬（安定型）

紙くず、繊維くず

工事現場 → 収集運搬 → 中間処理場へ運搬（破碎選別施設）

鉱さい▲

工事現場 → 収集運搬 → 最終処分場へ運搬（管理型）

廃プラスチック類*※、木くず、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず*※

工事現場 → 収集運搬（積替え・保管） → 中間処理場へ運搬（破碎選別施設）

がれき類※

工事現場 → 収集運搬（積替え・保管） → 中間処理施設へ運搬（破碎施設）

直管蛍光管（金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））

県内各工事現場 → 収集運搬（積替え・保管） → 中間処理施設へ運搬（破碎選別・水銀回収）

2. 廃棄物の種類ごとの運搬量

種類（産業廃棄物）	運搬量
燃え殻 ▲	7 t / 月
汚泥□	0.1 t / 月
汚泥 ▲	1 t / 月
廃油	1 t / 月
廃酸 ▲	1 t / 月
廃アルカリ▲	1 t / 月
廃プラスチック類*□	2 t / 月
紙くず	8 t / 月
繊維くず	8 t / 月

ゴムくず	1 t / 月
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*□	2 t / 月
鋳さい▲	1 t / 月
がれき類□	2 t / 月
ダスト類▲	5 t / 月
廃プラスチック類*※	6 t / 月
木くず	7 t / 月
金属くず*	7 t / 月
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※	7 t / 月
がれき類※	9.5 t / 月
直管蛍光管（金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））	0.01 t / 月

*自動車等破砕物を除く。※石綿含有産業廃棄物を除く。

□石綿含有産業廃棄物を含む。▲水銀含有ばいじん等を除く。

3. 業務の具体的計画

・車両毎の用途

ダンプ・脱着装置付コンテナ専用車・バン・キャブオーバ

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

直管蛍光管（金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。））（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

・収集運搬業務を行う時間

8 : 30 から 17 : 00 まで（内、休憩 1 時間）

・休業日

日曜日、祝祭日、夏期休暇、年末年始

4. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 産業廃棄物の飛散防止について

運搬時の飛散防止のため、荷台にシートを掛ける

- ・ 石綿含有産業廃棄物について

運搬時の飛散防止のため、荷台をダンプシートで覆う

収集・運搬のために車両に積み込む際、やむを得ず切断が必要な場合は、当該産業廃棄物が飛散しないように、散水により十分に湿潤化した上で、必要最小限の切断・破碎をおこなう。

- ・ 他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける。

- ・ ドラム缶、ポリ容器は転倒防止のためにロープで固定する。

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物の運搬について破碎することのないよう、かつ、その他の物と混同するおそれのないように以下のとおり運搬する。

直管蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）廃蛍光灯専用ケースに入れ運搬する。

- ・ 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）をはじめ、石綿含有仕上塗材の除去作業によって排出される産業廃棄物は以下のとおり運搬する。

運搬時の飛散防止のため、荷台をダンプシートで覆う

飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した（耐水性のプラスチック袋等により二重こん包された）状態で運搬する。

石綿等が入っていること及びその取り扱い注意事項の表示をテープ等で行う。（専用袋の表示を含む。）

容器が破損しないように運搬する。

他の物と混合しないよう区分して運搬する

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・ 屋外保管の場合は、シート掛けを行う。

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物が他の物と混同するおそれのないように他の物と保管場所を分けて保管する。

(3) その他

特になし

○特別管理産業廃棄物収集運搬業

1. 事業の全体計画

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

計量施設 → 収集運搬 → 中間処理場へ運搬（焼却施設）

特定有害廃石綿等

工事現場 → 収集運搬 → 最終処分場へ運搬（管理型）

特定有害鉛さい

工事現場 → 収集運搬 → 中間処理場へ運搬（溶融施設）

特定有害ダスト類（ダイオキシン類を除く）

工場 → 収集運搬 → 中間処理場へ運搬（溶融施設）

特定有害ダスト類（ダイオキシン類）

焼却炉 → 収集運搬 → 中間処理場へ運搬（溶融施設）（選別・混練施設）

特定有害燃え殻

焼却炉 → 収集運搬 → 中間処理場へ運搬（溶融施設）（選別・混練施設）

特定有害廃油、特定有害汚泥（ダイオキシン類を除く）、特定有害廃酸（ダイオキシン類を除く）、

特定有害廃アルカリ（ダイオキシン類を除く）

計量施設 → 収集運搬 → 中間処理場へ運搬（焼却施設）

（中和凝縮沈殿施設・シアン化合物の分解施設）

特定有害汚泥（ダイオキシン類）、特定有害廃酸（ダイオキシン類）、

特定有害廃アルカリ（ダイオキシン類）

焼却炉 → 収集運搬 → 中間処理場へ運搬（焼却施設）

（中和凝縮沈殿施設・シアン化合物の分解施設）

2. 廃棄物の種類ごとの運搬量

種類（特別管理産業廃棄物）	運搬量
引火性廃油	0.01 t / 月
腐食性廃酸	0.01 t / 月
腐食性廃アルカリ	0.01 t / 月
特定有害廃石綿等	0.01 t / 月
特定有害鉛さい（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）	品目毎 0.01 t / 月
特定有害ダスト類 （水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）	品目毎 0.01 t / 月
特定有害ダスト類 （ダイオキシン類を含むもの）	0.01 t / 月
特定有害燃え殻 （カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）	品目毎 0.01 t / 月

特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むもの)	品目毎 0.01 t / 月
特定有害汚泥 (水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサンを含むもの)	品目毎 0.01 t / 月
特定有害汚泥 (ダイオキシン類を含むもの)	0.01 t / 月
特定有害廃酸 (水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサンを含むもの)	品目毎 0.01 t / 月
特定有害廃酸 (ダイオキシン類を含むもの)	0.01 t / 月
特定有害廃アルカリ (水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサンを含むもの)	品目毎 0.01 t / 月
特定有害廃アルカリ (ダイオキシン類を含むもの)	0.01 t / 月

※静岡県のみ1,4-ジオキサンを含む

3. 業務の具体的計画

・車両毎の用途

【ダンプ・脱着装置付コンテナ専用車・キャブオーバ・バン】

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等、

特定有害鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、

特定有害ダスト類（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むもの）、

特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロ

エチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

・ 収集運搬を行う時間

8 : 30から17 : 00まで（内、休憩1時間）

・ 休業日

日曜日、祝祭日、夏期休暇、年末年始

4. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

・ 産業廃棄物の飛散防止について

運搬時の飛散防止のため、荷台をシートで被覆し運搬する。

・ 産業廃棄物の流出防止及び悪臭防止について

運搬する際はドラム缶やポリ容器を用い密閉して運搬するため流出や悪臭漏出の恐れはない。

また容器の転倒防止のため、ロープで固定し運搬する。

・ 特定有害廃石綿等について

飛散流出防止のため、廃石綿等専用袋(厚さ0.15mm以上のプラスチック袋で二重梱包)に入れ、荷台をシートで被覆し運搬する。

また、廃石綿等が他の廃棄物と混合することがないように区分して収集運搬する。

・ 車両の事前点検を行い、過積載に注意する。

・ アイドリングストップを心掛ける。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

積替え・保管は行わない。

(3) その他

特になし

○産業廃棄物処分量

1. 事業の全体計画

- ・がれき類※

工事現場 → 運搬 → 中間処理（破碎・正右エ門新田）

- ・木くず、廃プラスチック類*※、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※

工事現場 → 運搬 → 中間処理（破碎・南栄町）

＜破碎後物は、製品の原料となりうる有価物については販売し、廃棄物であれば委託処分する。＞

- ・混合物（ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※、がれき類※）

工事現場 → 運搬 → 中間処理（破碎・上源吾）

- ・混合物（廃プラスチック類*※、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※、がれき類※）

工事現場 → 運搬 → 中間処理（破碎選別・上源吾）

＜破碎後物は、製品の原料となりうる有価物については販売し、廃棄物であれば委託処分する。＞

- ・混合物（廃プラスチック類*※、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず*）

工事現場 → 運搬 → 中間処理（破碎選別・南栄町）

＜破碎後物は、製品の原料となりうる有価物については販売し、廃棄物であれば委託処分する。＞

- ・廃プラスチック類*□、ゴムくず、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*□、鉱さい（石綿含有産業廃棄物等溶融処理生成物に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類□

工事現場 → 運搬 → 最終処分（埋立処分・半田市）

【水銀使用製品産業廃棄物の中間処分及び埋立処分を行わない。】

【水銀含有ばいじん等の中間処分及び埋立処分を行わない。】

2. 廃棄物の種類及び処分量

種類（産業廃棄物）	処分方法	処分量
がれき類※	破碎	67 t / 日
木くず	破碎	63.2 t / 日
混合物（木くず、廃プラスチック類*※、紙くず、繊維くず）	破碎	189.6 t / 日
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※	破碎	63.2 t / 日
混合物（ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※、がれき	破碎	2,064 t / 日

類※)		
混合物（廃プラスチック類*※、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず*※、がれき類※）	破碎選別	2,064 t / 日
混合物（廃プラスチック類*※、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず*）	破碎選別	596 t / 日
廃プラスチック類*□	埋立（安定型）	60 t / 日
ゴムくず	埋立（安定型）	19 t / 日
金属くず*	埋立（安定型）	53 t / 日
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*□	埋立（安定型）	120 t / 日
鉱さい（石綿含有産業廃棄物等溶融処理生成物に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）	埋立（安定型）	22 t / 日
がれき類□	埋立（安定型）	40 t / 日

*自動車等破碎物を除く。※石綿含有産業廃棄物を除く。□石綿含有産業廃棄物を含む。

3. 処分業務の具体的な計画

- ・処分工程は処理フロー図のとおり
- ・処分業務を行う時間
8 : 30 から 17 : 00 まで（内、休憩 1 時間）
- ・休業日
日曜日、祝祭日、夏期休暇、年末年始
- ・処分業務の組織
社長 ⇒ 各現場監督 ⇒ 社員

4. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

○破碎施設（大府市吉田町正右エ門新田41 番58）

- 騒音防止：敷地境界より十分な距離を取った場所に設置する。
- 振動防止：敷地境界より十分な距離を取った場所に設置する。
- 粉じん防止：重機による散水及び散水装置により粉じん防止を図る。
- 排水：雨水は最終柵での沈殿後、側溝へ放流する。

○破碎施設（知多郡東浦町大字藤江字南栄町1 番28）

- 騒音防止：建物壁に吸音材及び吸振材を貼り、減衰効果を図る。
- 振動防止：建物壁に吸音材及び吸振材を貼り、減衰効果を図る。
- 粉じん防止：建物内での作業により、粉じん発散を防止する。
- 地下浸透防止：全面にコンクリート張り、地下浸透防止を図る。

排水：事務所からの排水は合弁浄化槽経由後、排水を行う。

○破碎施設（知多郡東浦町大字森岡字上源吾36 番71）

騒音防止：敷地境界より十分な距離を取った場所に設置する。

振動防止：敷地境界より十分な距離を取った場所に設置する。

粉じん防止：集じん機を設置し、粉じんの飛散防止を図る。

地下浸透防止：全面にコンクリート張り、地下浸透防止を図る。

排水：雨水は最終耕での沈殿後側溝へ放流する。

○破碎選別施設（知多郡東浦町大字森岡字上源吾36 番71）

騒音防止：敷地境界より十分な距離を取った場所に設置する。

振動防止：敷地境界より十分な距離を取った場所に設置する。

粉じん防止：集じん機を設置し、粉じんの飛散防止を図る。

地下浸透防止：全面にコンクリート張り、地下浸透防止を図る。

排水：雨水は最終耕での沈殿後側溝へ放流する。

○破碎選別施設（知多郡東浦町大字藤江字南栄町1 番28）

騒音防止：建物壁に吸音材及び吸振材を貼り、減衰効果を図る。

振動防止：建物壁に吸音材及び吸振材を貼り、減衰効果を図る。

粉じん防止：建物内での作業により、粉じん発散を防止する。

地下浸透防止：全面にコンクリート張り、地下浸透防止を図る。

排水：事務所からの排水は合弁浄化槽経由後、排水をおこなう。

（2）保管施設において講ずる措置

- ・屋外保管の場合は、シート掛けを行う。
- ・コンクリート張りがない保管施設については、地下浸透のおそれのあるものは受入れない。

（3）最終処分場において講ずる措置

騒音防止：時間外作業を行わないことにより、騒音防止に努める。

振動防止：時間外作業を行わないことにより、振動防止に努める。

粉じん防止：重機により、散水を行う。